

# 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用 について補助制度があります

令和3年度から補助金が更に  
アップします。

(ポイント)

耐震診断後、早期に耐震改修設計を行う場合や  
耐震改修設計後、早期に耐震改修工事を行う場合  
には補助金の上限額が最大1.5倍引き上がります。  
これまでに耐震診断を受けた方も、経過措置により  
今年度限り対象となります。



※先着順に受付します。  
予算が無くなり次第、  
終了致します。

## 木造住宅耐震診断事業

方式の選択

<派遣方式>

**耐震診断費用負担 0円**

※評価手数料の費用負担は必要となります。

<補助方式>

**最大 50,000円**

※(補助対象費の2/3以内)

## 木造住宅耐震改修事業

耐震改修設計：最大 **20万円** (補助対象費の4/5以内)

耐震診断結果の評価通知日から1年以内に申請する場合は、**最大 30万円**

耐震改修工事：最大**100万円** (補助対象費の4/5以内)

耐震改修設計の評価通知日から1年以内に申請する場合は、**最大150万円**

木造住宅耐震シェルター：最大 **40万円** (40万円までの工事費は自己負担なし)

お問い合わせ

四国中央市役所 建設部 建築住宅課 (0896)28-6183  
〒799-0413 四国中央市中曾根町500番地

# 補助金申請にあたって

◆補助金交付の対象となる方は、次の要件を全て満たす住宅の所有者です◆

## 【耐震診断】

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- (2) 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの。
- (3) 専用住宅、若しくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの。
- (4) 補助制度の場合は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた市内の建築士事務所に、耐震診断を委託すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## 【耐震改修】

- (1) 原則として、上記の耐震診断によって、耐震改修が必要とされた建物であること。
  - (2) 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた市内の建築士事務所に設計、監理、改修後の診断を委託すること。
  - (3) 建設業法第3条第1項に規定する許可（建築一式工事、または大工工事）を受けた市内に営業所を有する業者で、愛媛県木造住宅耐震改修事業者の登録を受け、リフォーム瑕疵担保保険加入業者かつ改修工事を施工するにあたり、リフォーム瑕疵担保保険契約書（保険証券）を提出すること。
  - (4) 市税等を滞納していないこと。
  - (5) 木造住宅耐震シェルターについては、構造計算による方法その他の方法により、公的機関から安全性の評価を受けたものとする。
  - (6) 工事を行なった後も居住の用に供されること。
- ※ 申請者の希望により総合評価（木造住宅耐震診断と木造住宅耐震改修設計を同時に受ける評価）が可能です。
- (7) 四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## ご注意

- 補助金の交付決定等を受ける前に着手している住宅は、補助が受けられなくなります。
- 耐震診断及び耐震改修は、原則として年度内に完了してください。
- 昭和56年6月1日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅、木造以外の構造が混在している住宅などは、補助対象から外れることがあります。
- 市では、耐震診断及び耐震改修について、訪問や電話による勧誘および、特定の業者の推奨は一切行っておりません。悪質な業者によるトラブルには十分お気をつけ下さい。